

# シンガポール・イスラーム宗教評議会(MUIS) 誕生をめぐる諸問題

『ムスリム法施行法』に対する『カラム』記事より

光成 歩

## 1. はじめに

シンガポールでは、独立前後の1950年代後半より1960年代にかけて、他分野と並行してイスラーム法制化が進められた。一元的な宗教行政制度を最終的に確立したのが1966年に制定された『ムスリム法施行法』(The Administration of Muslim Law Act)である。同法は、マレーシアの各州ですでに設置されていたイスラーム宗教評議会と、これが統括する関連制度という行政の構造を下敷きにしたものであった。この結果、シャリーア裁判所やイスラーム宗教評議会(Majlis Ugama Islam Singapura: MUIS)など、現在も機能するイスラーム諸制度が整えられた。

シンガポールのムスリムは、英領期よりイスラーム行政の整備、ムフティなど公式な宗教権威の任命を求めており<sup>1</sup>、公的な制度としてイスラーム行政を確立することは一種の念願であったと言える。『カラム』もまた、制度化そのものには当初より肯定的な立場だった。しかし、『カラム』は1966年法案に批判的な反応を示し、制定に反対した。『カラム』の批判は、法案の草稿と審議に携わったアフマド・イブラヒム司法長官<sup>2</sup>やムスリム諮問委員会にも向けられた。その批判は、それ以前にイスラーム行政機構を持たず、宗教権威の不在が続いたシンガポールのムスリム社会において、評議会の設置が及ぼす影響と変化の大きさを反映したものと言える。本稿では、『カラム』による法案批判の立脚点を整理し、『カラム』に掲載された「行動委員会」による意見書と『カラム』社説との論調を比較して、この点を検討したい。

1 一般には、高位のイスラーム法学者でファトワ(宗教見解)を出す資格をもつ。英領マラヤおよび独立後のマレーシアでは、ムフティは法制化され、宗教行政の一角を担う役職となった[Yeger 1979: 94-109]。

2 シンガポール初の法務官(State Advocate General)(在任1959-1963)、司法長官(State Attorney General)(在任1963-1967)で、『女性憲章』(1961年)や『ムスリム法施行法』(1966年)を草稿し、一連のイスラーム法制化の中心人物。

## 2. 1966年法制定の背景

### (1) 1950年代のイスラーム行政

シンガポールにおいてイスラームは多様な宗教の一つであり、ムスリム人口も、その過半数を占めるマレー系住民のほか、アラブ系住民、インド系住民など多様な民族集団を含んでいた。イスラーム行政としては、民族集団ごともしくは地区ごとに婚姻の副登録官としてカーディが任命されていたが、その上官である登録官はムスリムではなかった<sup>3</sup>。また、ムフティのような公式の宗教権威は任命されておらず、登録官がカーディの判断に対する控訴機関とされていた。このことは、イスラーム法にもとづいて判断を行う控訴機関が事実上不在であることを意味し、このような控訴機関の不在はカーディの権限の強化につながった[Hickling 1992:144]。

1950年代に入るとカーディの恣意的な権限行使がムスリムのあいだで問題とされるようになり[Djamour 1966:1][Ahmad Ibrahim 1965:64-66]、1957年の『ムスリム法令』によってカーディの権限が大幅に縮小された。さらに、同法令は新たに主任カーディ職、シャリーア裁判所、控訴委員会を設置し、ムスリムの婚姻・離婚に関わるイスラーム行政を多層化させた<sup>4</sup>。

### (2) 『ムスリム法施行法案』(1960年)の提出と廃案

1960年以降、婚姻法領域での改正に加え、イスラーム行政の領域の拡大と制度化が同時に進められた。宗教行政の責任部局として「イスラーム宗教評議会」(MUIS)を立ち上げ、この評議会の統括のもとで宗教見解(ファトワ)の発行、寄進財・モスク・宗教学校な

3 シンガポールのムスリムの婚姻登録に関する手続きの最初の法制化は、1880年のマホメダン婚姻法令(Mahomedan Marriage Ordinance)によるものであった。

4 詳しくは[Ahmad Ibrahim 1979][Djamour 1966]を参照。

どの管理運営、さらに評議会の財政、宗教財や宗教施設の管理、イスラームへの改宗手続き、違反行為に対する罰則などを定めた『ムスリム法施行法』法案が草稿され、1961年に議会に提出された。同法案は1961年8月に廃案となったが、1965年末に再提出され、1966年に可決された。

同法案は、少なくともその構成においては、アフマド・イブラヒムの「マラヤに沿った制度を」<sup>5</sup>との言葉どおり、マレーシア諸州で制定されていたイスラーム法施行法(条例)の枠組みを継ぐものであった。

### 3. イスラーム宗教評議會をめぐる『カラム』の論点

『カラム』は、1960年法案と1965年法案につき、1961年3月号の「1960年ムスリム法施行法案について」[Qalam 1961.3] および1966年2月号の「1965年ムスリム法施行法の利益と害悪は何か」[Qalam 1966.2]において、それぞれ詳細な論評を加えている。以下、二つの論考におけるイスラーム宗教評議會とワクフ(モスク)の一元的管理についての議論を取り上げ、『カラム』の批判の論理と背景について考察する。

#### イスラーム宗教評議會

イスラーム宗教評議會とは、イスラーム行政を統括する部局である。モスクなど宗教施設や宗教財の管理運営、宗教税の徴収、宗教学校の監督、ファトワの発行も同評議會の名の下に行なわれる[Qalam 1961.2]<sup>6</sup>。評議會に関してまず問題とされているのが、評議員の構成とその任命権者である。1960年法案では、国会議員2名とそれ以外のムスリム10名をシンガポール元首が任命するとされている。しかし『カラム』は評議員を国会議員から選出することに反対する。

イスラーム宗教評議會が政治機構による干渉から自由な立場を維持できなくなる可能性がある。……評議會はイスラームの宗教に関する行政のみを行うのだから、干渉から解放されるべきである。イスラーム諮問委員会が政治機構のなかにあるのと同じでは、イスラームの宗教の法があるべき形で施行されなくなる恐れがある[Qalam 1961.2:8]。

任命権者である元首についても、「元首が常にムスリムであるという保証はあるのか」と述べ、さらに、その任を大臣に委託しても同様の懸念が残ると主張する。

大臣にしても、彼の必要に合致した人物を(評議員に)選ぶであろう。能力を有し、宗教における権利を主張する勇気をもつ者ではなく、反対に、イギリス政府時代のムスリム諮問委員会のように、口先のうまい保身を求める人物にその機会を与えるだろう。彼らは地位を失うことを恐れて宗教法に反する事柄に対しても発言する勇気を持たないだろう[Qalam 1961.2:8]。

代案として『カラム』が提案するのは、「高名なイスラーム団体」から選出された「ウラマー」を評議會メンバーにすることである。ここには、①評議會メンバーの任命やその究極的な正統性が元首という世俗的な権威に委ねられることの問題性と、②任命されるべき人物が評議會に含まれないという不満とが混在している。ただし、「高名なイスラーム団体」および「ウラマー」についての具体的な言及はなされない。評議會の人選についての問題化言説からは、ムスリム諮問委員会に対する不信や不満が背景にあることが伺える。これについては次節で触れる。

1966年法案に対しては、イスラーム評議會の法的な地位を次のように評する。

法案が通過すれば設立されることになるイスラーム宗教評議會の地位という大問題について注意しておく必要がある。…この法案によると、シンガポール共和国——公式の宗教をもたない——における評議會の地位は、電話局、港湾局、住宅局などと変わらないただの部局に過ぎない[Qalam 1966.2:9,10]。

さらに『カラム』は、イスラーム宗教評議會の規則を、「その能力をもつムスリム議員がいることが保証されない国会議員」が審議することを懸念する。『カラム』は、このような体制下では評議會が「ムスリムに適用されるイスラーム法に責任を負う」ことはできないと批判する。そして、評議會が「イスラームの発達を阻害」し、この結果「イスラームが礼拝のためだけの宗教になってしまう」[Qalam 1966.2:11]と述べる。

他方、1966年の論評には、動産・不動産の管理や人件費、慰謝料に支払う経費については、評議會が管理する宗教財を財源とせず、政府が負担するよう求める主張が加わっている。ここからは、法案が制定さ

5 “Muslim Bill in line with Malaya”, *The Straits Times*, 1961.5.15. (<http://newspapers.nl.sg/Digitised/Article/strait-times19610515-1.257.aspx> 2012/12/17参照)。

6 以下、1960年施行法案の内容については、カラム1961年2月号の「1960年ムスリム法施行法案について」[Qalam 1961.2]を参照する。

れることへの現実的な見通しを持っていること、また、イスラーム行政の財政面での安定が単独で計れず、政府の援助の必要性を認識していることが見て取れる。

#### ワクフ・モスクの接収と管理

1960年法案では、イスラーム評議会がすべてのワクフの所有者となり、権限を現所有者から移譲されること、ワクフ設定は同法案が定める所定の法手続きによらなければならないことが定められている。モスクについても、すべてのモスクがイスラーム評議会の管理下におかれ、モスクの建築や設定には、ワクフと同様、新たに法手続きが設けられることになった。『カラム』は、一部のワクフについて、管理権が奪われることをやむなしとしつつ、一律にすべてのワクフを接収することは設定者の意思を無視することになるとする。

ムスリムは、多くのワクフが遺言に従い適正に管理されていないことを承知している。しかし、それでも尚多くの人々は適正にワクフの運営をしている [Qalam 1961.3:10]。

そして、一律の接収は、「イスラームの教えに反する」、「シャリーアの規定に反する」だけでなく、「ムスリムが寄進を好まなくなるという結果を生む」と反対する。ワクフ設定のために定められた法手続きについては、ムスリムの権利を侵害するものとして批判する。

イスラームは寄進を阻んだりすることがあるだろうか。シャリーアの法に反していない限りで、個人が好きなようにワクフを設定することができないということなどあるだろうか。これは個人のワクフ設定を阻む規定と見るべきである [Qalam 1961.2:10]。

さらに、評議会に与えられる「モスク改築や廃止」の権限についても、「個人のワクフ権」そのものの廃止につながると主張する。この点につき、1966年には上述の主張に加えて以下のような懸念が表明された。

個人によるワクフを廃止するだけでなく、政府もしくは評議会が彼ら〔ムスリム〕の宗教を妨害するのではないかという疑いが強まる。…新興住宅地に囲まれ、後に非マレー人が多数を占める環境に置かれると思われる場所に建つ…モスクが、「適正かつ十分な」理由によって取り壊されてしまうのではないか

[Qalam 1966.2:33]。

ここでは、『カラム』が法案制定を見越しているのみならず、土地開発の過程でムスリムの宗教財が軽視され、取り壊される憂き目に遭うという具体的な事態への懸念が語られる。しかしここでも、モスクなどの管理者に対する給与や、評議会が管理権を接収した場合の慰謝料の支払いは、評議会の財源によらず政府が負担するよう求めるという現実的な要求が加えられている。総じて見ると、1966年には、評議会の「単なる一部局」としての地位の低さや政治的影響力に対する脆弱さを強調する一方、財政面での政府支援を期待するなど、制度確立に対する両義的な態度は消えないものの、法案制定への現実的な態度が色濃く表れている。

#### 4. ムスリム諮問委員会<sup>7</sup>への批判

評議会の人選をめぐる『カラム』の懸念は、ムスリム諮問委員会を批判する際と同様の論理構造をもっている。ここでは、『カラム』がムスリム諮問委員会について触れた4つの論考から、ムスリム諮問委員会に対する『カラム』の基本的な認識と1960年法案公開後の批判を整理する。

ムスリム諮問委員会に対する不満は1950年代より上がっていた。当初は、メンバーの宗教知識面での素養が不足していること、そうしたメンバーを任命する任命方法、そしてその審議過程にイスラーム団体が関与できないことなどが不満として挙げられていた。「我々はメンバーのなかに十分な能力を持たない者が多く含まれていることを知っている」「任命は知事が行うが、有能な者も無能な者も彼ら〔諮問委員会のメンバー〕の互選により推薦される」 [Qalam 1956.2:3]。しかし、諮問委員会に対する批判が強まるのは1960年法案公開以降のことである。

1960年法案が公開された際、法案の内容とは別に、法案の審議や公開のあり方が『カラム』において大き

7 ムスリム諮問委員会 (Muhammedan Advisory Board) は、1915年6月10日、インドにおけるムスリムの反乱を期に緊急措置として設立され、第一次世界大戦勃発後に常設委員会となった。イギリス人官吏 R. J. ファレルが議長を務め、「各クラン(ママ)を代表するムスリムの指導者ら」が任命された。ムスリムからは、委員会は政府への助言を職務とする「準政府機関」とみなされており、ムスリムに対する指導は歓迎されなかったという [Yeger: 99-109]。第二次世界大戦中に解散されたが、1946年に改称して再組織され、構成員はムスリムのみとなった [Ahmad Ibrahim 1979:13]。

な問題となった。指摘された問題点のなかには、ムスリム諮問委員会による法案の審議機関が3日間という短期間とされたことがある。『カラム』は、イスラームの精神に反して多数決による決定が行われたのではないかと疑念を表明した[Qalam 1961.3.3]。

諮問委員会の問題は、メンバーの資質だけでなく、諮問委員会が「十分に整備されて (tersusun) いない」ことにも見いだされた。そのために諮問委員会が「ムスリムと政府の仲介」という重大な役割を果たさず、「イスラーム法に反する多数決のような方法」によって「イスラームに関わる事柄への回答」がなされていると『カラム』は嘆く。「整備されていない」とされる状況とは、「政府の人間<sup>8</sup>」が委員会に加わっていること、そして

政府内での高い地位が、他のメンバー、とくに宗教知識を十分に持たない者や、名誉職を失うことを恐れるあまり宗教の権利について発言できない者に、簡単に影響を与えている[Qalam 1962.9.2]

という状況を指していた。この論及は、評議会メンバーの人選について述べられた懸念とも符合している。『カラム』は、諮問委員会を「もはや政府の支部」とし、このような「政府関係者による干渉」がなく、適正な者が任命されていれば、諮問委員会は「シャリーア裁判所で宗教に反する規定が施行されていると言われるような状況には黙っていなかっただろうと信じる」と批判してウラマーの任命を求める[Qalam 1962.9.2]。

アフマド・イブラヒムの影響力の問題は翌年の論考でも取り上げられ、ここでは同氏が諮問委員会の副議長に任命されたことを「シンガポール政府の名誉に関わる問題」と述べている。なぜなら、「彼が携わった法案に彼自身が合意する」ことになるためである。また、このような「影響力の介入」により、「イスラーム法に関わる、ムスリムのための事柄を、イスラーム以外の観点から」議論することが「すでに取り下げられた法案において起こっている」として、1960年法案の正統性に疑問を呈す。『カラム』は、「ムスリムの声など代表していないという疑い」を払拭するためとして、諮問委員会の人選の再検討を求めた[Qalam 1963.7.4]。

8 司法長官 (Peguan Agung)、シャリーア裁判所裁判長、カーディなどが言及されている。

諮問委員会への不満は、1950年代より進められたムスリム法令やムスリム法施行法案において、『カラム』とアフマド・イブラヒムの制度構想が真っ向から対立していたことを背景としている。『カラム』が評議会メンバーの人選について厳しい批判を繰り返す背景には、強い権限を握ることになる評議会が、諮問委員会と類似した性格、すなわち「政府の干渉に影響されやすい」性格をもつことへの警戒があると言える。

## 5. 「行動委員会」と「法の下での平等」にもとづく批判

1966年施行法の可決直前の同年8月15日<sup>9</sup>に、イスラーム団体が「行動委員会」(Jawatankuasa Bertindak) を設立し、大統領および関係各庁に意見書を提出した。意見書は無視されたが、『カラム』は1966年10月号において、「ムスリム法施行法はムスリムに「強制」されるのか？」と題してこの意見書を公開した。意見書の執筆者は明かされていない<sup>10</sup>が、その論述の一部は『カラム』と大きく異なるものである。ここでは、「行動委員会」の論述を基点に『カラム』の法案に対する立場を改めて確認する。

序文では、以下のように1966年法への懸念が語られる。

この行動委員会は…イスラーム宗教評議会が設立され…宗教学校やモスクの権限が奪われると見ている。…この施行法をムスリムの法にしようとする急いでいることには、イスラームの宗教の発展と自由を病ませ、支配しようとするのに使用するという隠れた別の目的があるのではないか[Qalam 1966.10.35]。

そして、「ムスリムによる検討の機会が与えられていない」こと、また、「公式の宗教をもたないシンガポール」で「他の宗教にはない法律がムスリムに設けられる」ことへの不満を表明する[Qalam 1966.10.35]。このような不満は、国家がよって立つ「民主主義」と「法の下での平等」の観点からの二重の批判である。すなわち、自らの意見を反映させる機会がないことと、特定の集団にのみ適用される法律であるということである。そして、法案通過は政府の無責任によるものとして批判する。

9 法案が可決されたのは2日後の1966年8月17日であった。

10 “penulis khas kita” とされている。対して、『カラム』において一連の法案について論述した記事の多くは社説 (editorial) 記事である。

政府は、イスラームに関することにはムスリム自身が権限をもつという理由によって手を引き、「政府がムスリムの望みによって作った」イスラーム宗教評議會は政府のアリバイになるのである[Qalam 1966.10:35]。

意見書は、以下複数の条項に対する批評において、非ムスリムに認められている権利がムスリムにのみ認められない、ムスリムだけが拘束をうける、という平等原理にもとづく批判を展開する。例えば、評議會によるワクフの一括管理については次のように述べる。

この条項はムスリムに能力がなく不正をおこなっているという偏見を抱いているように思われる。なぜなら、ムスリムが拘束されているなか、他信徒らは、宗教に関係しようとしまいと、信託財産を自由に運営することが認められているのだ。我々は、なぜムスリムに、他信徒がこの事柄について認められているような権利が与えられないのか理由がわからないし、我々が不正であるというような想定を嫌悪する[Qalam 1966.10:37]。

婚姻外での異性との同居を罰する条項では、ムスリムと非ムスリムの処遇の不平等を問題として次のように述べる。

もしも同居していた一方がムスリムで他方が非ムスリムだった場合、ムスリムのみが罰を受け、非ムスリムは…罰されることはない。ムスリムは罪人となり、これにより政府の役職にも就けず、政治家にもなれず、罰金を取られ禁固となり、非ムスリムの共犯者は清浄とみなされ、裁判所にも大笑いで出廷するのであろう[Qalam 1966.10:39]。

シンガポールで結婚している外国籍のムスリムの出国許可に関する条項<sup>11</sup>については、一部の移動に關してのみ移動の自由や活動を制限する点で公正でないとし、こう続ける。

この条項は、非ムスリムに比べてムスリムに責任感が欠如していると想定しているようである。このような想定はムスリムの反対を受けるだけである。この条項は非ムスリムには適用されない。しかし、妻子に扶養を与えるのはムスリムであれ非ムスリムであれ、同等の責任なのである。この法律は公正ではなく、ばかばかしく、削除されるべきである[Qalam 1966.10:39]。

11 第130条「マレーシアもしくはシンガポール国民でないムスリムで、シンガポールで結婚したものは許可なく出国することはできない。この許可は評議會の議長がこの夫が妻に扶養を与える準備ができていると確認されれば得ることができる」。

これらは、法案がムスリムのみを拘束することは、非ムスリム主流の社会において現実的な不平等となりうるとする主張である。法の下での平等という原則に依拠して展開されたこの意見書の論述は、それ以前に『カラム』で掲載された法案への意見とは趣を異にする。『カラム』は、法制化のあり方について批判的な見解を示すものの、ムスリム独自の制度をもつことには肯定的であった。そして『カラム』の従来の議論は、イスラーム法によって与えられた権利を別の論理によって規制する試みであるとして、ムスリムと非ムスリムの権利や規範の平準化にむしろ否定的な立場を示していた。『カラム』において、法案は「信仰への干渉」として批判されていたのである[Qalam:1961.5:7]<sup>12</sup>。

## 6. おわりに

以上、『カラム』によるムスリム法施行法案への論評、ムスリム諮問委員会への批判、そして「行動委員会」とカラムとの論調の比較という三つの観点から、同法案についての批評で『カラム』が依拠した立場を整理した。マレーシアにおける同時期のイスラーム行政についての『カラム』の論考やアフマド・イブラヒムの議論を併せて読み解くことで、これらの言説の配置をさらに明確にできるものと思われる。稿を改めた課題としたい。

## 参考文献

- Ahmad Ibrahim. 1965. *The Legal Status of the Muslims in Singapore*. Malayan Law Journal Ltd.
- Ahmad Ibrahim. 1979. *Developments in the Marriage Laws in Singapore Since 1959*. Malayan Law Journal Ltd.
- Djamour, Judith. 1966. *The Muslim Matrimonial Court in Singapore*. The Athlone Press.
- Hickling, R. H. 1992. *Essays in Singapore Law*. Pelanduk Publications.
- Yegar, Moshe. 1979. *Islam and Islamic Institution in British Malaya*. Jerusalem.
- 山本博之 2002 「東南アジアにおけるムスリム同胞団の成立と初期の活動について」『東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻紀要』59-73。

12 この記事のほかにも、[Qalam 1962.8; 1962.10; 1965.11]にも「信仰への干渉」というタームが表れる。

参照記事一覧 (\*印は社説記事)

| bil. | tahun | bln | Tajuk                                                                                                                                                            |
|------|-------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 67   | 1956  | 2   | Majlis Islam Penasihat Kerajaan*                                                                                                                                 |
| 127  | 1961  | 2   | Rang Undang2 Pertadbiran Hukum Islam Singapura*                                                                                                                  |
| 127  | 1961  | 2   | Rang Undang2 Pentadbiran Hukum Islam 1960                                                                                                                        |
| 128  | 1961  | 3   | Rang Undang2 Pentadbiran Hukum Islam, Singapura*                                                                                                                 |
| 128  | 1961  | 3   | Rang Undang2 Pentadbiran Hukum Islam 1960                                                                                                                        |
| 130  | 1961  | 5   | Suatu pemandangan dalam persidangan kita2 100 buah pertubuhan Melayu dan Islam di Singapura yang telah membincangkan "Rang Undang2 Pentadbiran Hukum Islam 1960" |
| 130  | 1961  | 5   | Rang Undang2 Pertadbiran Hukum Islam Tahun 1960*                                                                                                                 |
| 130  | 1961  | 5   | Jemaah Menyokong Penuh Keputusan 100 Badan2 Melayu dan Islam                                                                                                     |
| 130  | 1961  | 5   | "Undang2 Pentadbiran Hukum Islam" Bertentang dengan Hukum Syariah                                                                                                |
| 144  | 1962  | 7   | Undang2 Kahwin di Singapura dan Majlis Penasihat Islam Kerajaan*                                                                                                 |
| 145  | 1962  | 8   | Orang2 Islam Singapura Dihukum dengan Hukuman Bukan Islam?                                                                                                       |
| 146  | 1962  | 9   | Majlis Penasihat Islam Singapura*                                                                                                                                |
| 147  | 1962  | 10  | Kandungan Rang Undang2 Hukum Pertadbiran Islam (1960) Dijadikan Peraturan?                                                                                       |
| 148  | 1962  | 11  | Majlis Penasihat Islam dengan Umur Kahwin 16 Tahun*                                                                                                              |
| 149  | 1962  | 12  | Majlis Penasihat Islam Singapura Menjawab Qalam                                                                                                                  |
| 150  | 1963  | 1   | Jawapan Kita kepada Surat Majlis Penasihat Islam*                                                                                                                |
| 156  | 1963  | 7   | Majlis Penasihat Islam Singapura*                                                                                                                                |
| 160  | 1963  | 11  | Majlis Penasihat Islam Kerajaan Singapura*                                                                                                                       |
| 174  | 1965  | 1   | Majlis Islam Penasihat Kerajaan Singapura*                                                                                                                       |
| 184  | 1965  | 11  | Undang2 Hukum Islam di Singapura*                                                                                                                                |
| 186  | 1966  | 1   | Rang Undang2 Hukum Islam Singapura*                                                                                                                              |
| 187  | 1966  | 2   | Apa Keuntungan dan Kerugian Adanya Undang2 Pertadbiran Hukum Islam (1965) di Singapura?                                                                          |
| 188  | 1966  | 3   | Jumaah dengan Jawatankuasa Pengkaji Rang Undang2 Pertadbiran Islam 1965*                                                                                         |
| 193  | 1966  | 8   | Rang Undang2 Hukum Islam di Singapura*                                                                                                                           |
| 193  | 1966  | 8   | Objek Undang2 Islam Memelihara Lima Sandi Rukun Hidup Manusia                                                                                                    |
| 194  | 1966  | 9   | Undang2 Hukum Islam 1966 Diluluskan*                                                                                                                             |
| 195  | 1966  | 10  | Apakah Undang2 Pertadbiran Hukum Islam Singapura "Dipaksakan" kepada Umat Islam?                                                                                 |